

## 感染状況に応じたイベント開催制限等について

|              |          | 安全計画策定（注1）                                | その他<br>（安全計画を策定しないイベント）           |
|--------------|----------|---|-----------------------------------|
| 下記以外の<br>区域  | 人数上限（注2） | 収容定員まで                                    | 5,000人又は収容定員50%の<br>いずれか大きい方      |
|              | 収容率（注2）  | 100%（注3） <u>（注4）</u>                      | 大声なし：100%<br>大声あり：50% <u>（注4）</u> |
| 重点措置<br>区域   | 人数上限（注2） | 収容定員まで                                    | 5,000人                            |
|              | 収容率（注2）  | 100%（注3）                                  | 大声なし：100%<br>大声あり：50%             |
| 緊急事態<br>措置区域 | 人数上限（注2） | 10,000人<br>（対象者全員検査により、収容定員まで追加可）<br>（注5） | 5,000人                            |
|              | 収容率（注2）  | 100%（注3）                                  | 大声なし：100%<br>大声あり：50%             |

※遊園地は、県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超のイベントに適用）

（注2）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

（注3）安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

（注4）同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）

（注5）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする